

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式



**【表紙】**

**【提出書類】** 変更報告書 No. 16  
**【根拠条文】** 法第27条の25第1項に基づく報告書  
**【提出先】** 関東財務局長

**【氏名又は名称】** ゴールドマン・サックス証券株式会社  
代表取締役社長 持田 昌典



**【住所又は本店所在地】** 東京都港区六本木六丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー  
**【報告義務発生日】** 平成18年9月29日  
**【提出日】** 平成18年10月6日  
**【提出者及び共同保有者の総数(名)】** 4名  
**【提出形態】** 連名

**第1 【発行会社に関する事項】**

1. 【発行会社】

発行会社の名称	ミツミ電機(株)
会社コード	6767
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京 大阪
本店所在地	東京都多摩市鶴牧2-11-2

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者(大量保有者) / 1】

#### (1)【提出者の概要】

##### ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人( )
氏名又は名称	Goldman Sachs (Japan) Ltd.
住所又は本店所在地	英国領 パーシブ・アイランド、トルトラ、ロード・タウン、ロマスコ・プレイス、ウィックハムス・ケイ1、私書箱3140
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	持田 昌典
代表者役職	社長
事業内容	証券業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

#### (2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

## (3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	993,100		
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K 993,100	L	M
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 993,100		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年8月31日現在)	Q 72,694,752
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	1.37
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	1.52

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年7月31日	普通株	100	取得	
2006年8月2日	普通株	212,300	処分	(貸借)
2006年9月12日	普通株	101,000	取得	(貸借)
2006年9月13日	普通株	8,300	取得	(貸借)
2006年9月19日	普通株	53,000	取得	(貸借)

## (5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 990,700株の借入
------------------------



第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者) / 2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人( )
氏名又は名称	Goldman Sachs International
住所又は本店所在地	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	Patrick J. Ward
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等
-----------------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	4,831,700		
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K 4,831,700	L	M
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 4,831,700		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年8月31日現在)	Q 72,694,752
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	6.65
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	4.28

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年7月31日	普通株	21,400	処分	
2006年8月1日	普通株	32,600	処分	
2006年8月2日	普通株	11,000	取得	
2006年8月3日	普通株	11,900	取得	
2006年8月4日	普通株	17,300	取得	
2006年8月7日	普通株	15,300	取得	
2006年8月8日	普通株	1,500	処分	
2006年8月9日	普通株	50,300	取得	
2006年8月10日	普通株	43,200	処分	
2006年8月11日	普通株	7,800	処分	
2006年8月11日	普通株	1,000	取得	(貸借)
2006年8月14日	普通株	4,100	取得	
2006年8月15日	普通株	15,700	取得	
2006年8月15日	普通株	32,100	取得	(貸借)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年8月16日	普通株	15,600	処分	
2006年8月17日	普通株	14,800	取得	
2006年8月18日	普通株	5,200	処分	
2006年8月21日	普通株	84,900	処分	
2006年8月22日	普通株	26,700	取得	
2006年8月23日	普通株	44,500	取得	
2006年8月24日	普通株	21,700	処分	
2006年8月24日	普通株	23,000	取得	(貸借)
2006年8月25日	普通株	22,700	処分	
2006年8月25日	普通株	150,000	取得	(貸借)
2006年8月28日	普通株	20,600	取得	
2006年8月29日	普通株	5,600	処分	
2006年8月30日	普通株	34,200	処分	
2006年8月30日	普通株	34,500	取得	(貸借)
2006年8月31日	普通株	15,300	取得	
2006年9月1日	普通株	22,100	取得	
2006年9月4日	普通株	3,600	処分	
2006年9月5日	普通株	16,400	処分	
2006年9月5日	普通株	3,800	取得	(貸借)
2006年9月6日	普通株	23,300	処分	
2006年9月7日	普通株	10,200	取得	
2006年9月8日	普通株	50,400	処分	
2006年9月11日	普通株	12,000	処分	
2006年9月11日	普通株	74,700	取得	(貸借)
2006年9月12日	普通株	11,700	処分	
2006年9月12日	普通株	243,000	取得	(貸借)
2006年9月13日	普通株	6,300	処分	
2006年9月13日	普通株	466,300	取得	(貸借)
2006年9月14日	普通株	20,900	取得	
2006年9月15日	普通株	27,200	取得	
2006年9月15日	普通株	151,000	取得	(貸借)
2006年9月19日	普通株	2,500	処分	
2006年9月20日	普通株	26,100	処分	
2006年9月21日	普通株	77,800	取得	
2006年9月21日	普通株	5,300	処分	(貸借)
2006年9月21日	新株予約権付社債券	111,276	処分	
2006年9月22日	普通株	48,500	処分	
2006年9月22日	普通株	350,000	取得	(貸借)
2006年9月25日	普通株	27,500	処分	
2006年9月26日	普通株	3,300	取得	
2006年9月27日	普通株	7,100	取得	
2006年9月28日	普通株	9,400	取得	
2006年9月29日	普通株	37,500	取得	
2006年9月29日	普通株	300,000	取得	(貸借)





**第2【提出者に関する事項】****3【提出者(大量保有者) / 3】****(1)【提出者の概要】****①【提出者(大量保有者)】**

個人・法人の別	法人( )
氏名又は名称	Goldman Sachs Asset Management, L.P.
住所又は本店所在地	32 Old Slip, New York, New York, 10005 U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

**②【個人の場合】**

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

**③【法人の場合】**

設立年月日	平成2年4月18日
代表者氏名	ピーター・クラウス / リック・シュワルツ (2名)
代表者役職	共同代表者
事業内容	投資信託委託業・投資顧問業

**④【事務上の連絡先】**

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

**(2)【保有目的】**

運用を目的とした証券投資信託による保有及び投資一任契約に基づく運用を目的とした保有

## (3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)			54,200
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	L	M 54,200
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O	54,200	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年8月31日現在)	Q	72,694,752
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)		0.07
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		0.20

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年8月1日	普通株	11,800	処分	
2006年8月11日	普通株	29,000	処分	
2006年8月29日	普通株	21,900	処分	
2006年9月15日	普通株	30,300	処分	

## (5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし
------



**第2【提出者に関する事項】****4【提出者(大量保有者) / 4】****(1)【提出者の概要】****①【提出者(大量保有者)】**

個人・法人の別	法人( )
氏名又は名称	Goldman Sachs & Co.
住所又は本店所在地	85 Broad Street, New York, New York 10004, U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

**②【個人の場合】**

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

**③【法人の場合】**

設立年月日	明治2年12月
代表者氏名	Robert J. Katz
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

**④【事務上の連絡先】**

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

**(2)【保有目的】**

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等
-----------------------------

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	1,685,700		
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K 1,685,700	L	M
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 1,685,700		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年8月31日現在)	Q 72,694,752
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	2.32
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	0.79

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年8月1日	普通株	1,000	取得	(貸借)
2006年8月2日	普通株	2,300	取得	
2006年8月15日	普通株	30,000	取得	(貸借)
2006年8月24日	普通株	73,000	取得	(貸借)
2006年8月25日	普通株	100,000	取得	(貸借)
2006年8月29日	普通株	34,500	取得	(貸借)
2006年9月12日	普通株	142,000	取得	(貸借)
2006年9月13日	普通株	82,000	取得	(貸借)
2006年9月15日	普通株	10,000	取得	(貸借)
2006年9月19日	普通株	207,000	取得	(貸借)
2006年9月20日	普通株	2,300	処分	
2006年9月22日	普通株	170,000	取得	(貸借)
2006年9月27日	普通株	2,300	取得	
2006年9月29日	普通株	300,000	取得	(貸借)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 1,684,400株の借入(ゴールドマン・サックス証券株式会社等よりの借入)

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	1,565
借入金額計 (S) (千円)	0
その他金額計 (T) (千円)	0
上記 (T) の内訳	
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	1,565

② 【借入金の内訳】

番号	*名称 (支店名)	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						



### 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

### 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

#### 1【提出者及び共同保有者】

- (1) Goldman Sachs (Japan) Ltd.
- (2) Goldman Sachs International
- (3) Goldman Sachs Asset Management, L.P.
- (4) Goldman Sachs & Co.

#### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

##### (1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	7,510,500		54,200
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K 7,510,500	L	M 54,200
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 7,564,700		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

##### (2)【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年8月31日現在)	Q 72,694,752
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	10.41
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	6.78



平成 18 年 10 月 1 日

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス証券株式会社  
代理人住所 : 東京都港区六本木六丁目 10-1  
六本木ヒルズ森タワー

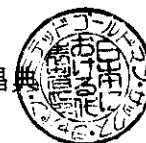
委任状

ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドは、ここにゴールドマン・サックス証券株式会社を、下記にかかると一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第 2 章の 3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」 (以下「ルール」という) に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド  
東京都港区六本木六丁目 10-1  
六本木ヒルズ森タワー  
日本における代表者 持田 昌典



1 October, 2006

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs Japan Co., Ltd  
Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower,  
6-10-1 Roppongi, Minato-ku  
Tokyo JAPAN

**Power of Attorney**

We, Goldman Sachs International, of Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, a company duly organized and existing under the laws of England and Wales hereby appoint Goldman Sachs Japan Co., Ltd as its proxy in Japan:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and

IN WITNESS WHEREOF, this Power of Attorney has been duly executed as a Deed on this day of October 2006.

GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL

By: Richard J. Levy  
Name: Richard J. Levy  
Title: Managing Director

平成 18 年 10 月 1 日

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス証券株式会社  
代理人住所 : 東京都港区六本木 6-10-1  
六本木ヒルズ森タワー

委任状

ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、ここにゴールドマン・サックス証券株式会社を、下記にかかると一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第 2 章の 3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」 (以下「ルール」という) に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

〔署名〕

\_\_\_\_\_  
[氏名] リチャード・ジェイ・レヴィ  
[役職] マネージング・ディレクター

September 21, 2006

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs Japan Co., Ltd

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower,  
6-10-1 Roppongi, Minato-ku  
Tokyo JAPAN

**Power of Attorney**

Goldman Sachs Asset Management, L.P. hereby appoints Goldman Sachs Japan Co., Ltd as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of Goldman Sachs Asset Management, L.P.,

  
\_\_\_\_\_

Name: Ellen Porges

Title: Managing Director

Goldman Sachs Asset Management, L.P.



October 1, 2006

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs Japan Co., Ltd

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower,  
6-10-1 Roppongi, Minato-ku  
Tokyo 106-6147 JAPAN

**Power of Attorney**

Goldman Sachs & Co. hereby appoints Goldman Sachs Japan Co., Ltd as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the Rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the Rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of  
Goldman Sachs & Co.,

By: 

Name: Roger S. Begelman  
Title: Chief Compliance Officer  
Address: 30 Hudson Street, 27<sup>th</sup> Floor  
Jersey City, NJ 07302  
United States of America

平成 18 年 10 月 1 日

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス証券株式会社  
代理人住所 : 東京都港区六本木 6-10-1  
六本木ヒルズ森タワー

委任状

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーは、ここにゴールドマン・サックス証券株式会社を、下記にかかると一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第 2 章の 3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」 (以下「ルール」という) に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

(署名)

\_\_\_\_\_  
[氏名] ロジャー・エス・ビーゲルマン  
[役職] マネージング・ディレクター

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー  
アメリカ合衆国 ニュージャージー州 07302  
ジャージーシティ、ハドソンストリート 30 27 階